## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

																		[1/	<b>/2]</b>
令和 年 月 日	申	住所 (法/ 本 主 た の 〕	又 に 人 の 吉 る 事	場 合 又 事, 務	)は所地	(〒 <b>7</b> : ② <sup>(法人)</sup> 広島で  加古町	の場合の <b>サ中[</b> 2	かみ公ま <b>区加せ</b>	きされま <b>5町 1</b>			(電話	番号	082		542		821	6 )
	請	納	税		地	(〒 7: 広島で 加古町 ナガ オカ	。 市中□ 町ビノ	区加さ レ1 F	- i町1	3 -		(電話	番号	082	_	542		821	6 )
	者	氏 名 (フ ( 法 表	リ カ 人 の	i ナ ) 場 合	称 )		i成 												
<b>_広島西</b> _ 税務署長殿		法。	人	番	号														
この申請書に記載したと 公表されます。 1 申請者の氏名又は名利 2 法人(人格のない社員 なお、上記1及び2のほ また、常用漢字等を使用	が 団等を まか、	を除く。 登録番	) にあ 号及て	らって <i>に</i> ド登録年	ま、 F月	本店又 日が公	は主 表さ	たる <sup>』</sup> れま	事務所 す。	「の所	在地								-ジで
下記のとおり、適利 (平成28年法律第155 ※ 当該申請書は、 より令和5年9月	<del>-</del> 引 ・ 所 <sup>∞</sup>	第 5 条 得税法 <sup>9</sup>	の規定	とによ 一部をi	るこ	改正後 Eする	の消法律	費稅	法第	57条	: の 2	第 2	項の	規定	によ	り申	請し	ます	0
令和5年3月31日(料 した場合は、原則として									場合り	は令系	105年	6月	30 日	) ま	でに	この	申請	書を	提出
事 業 者 区	分	※ 次第	医 「登録	を提出す	確認	Z 課。 忍」欄を	税事	業者 して	くださ	い。ま	きた、負	□ □ 免税事	免利業者	記事業 に該当	者 する	場合に	-		-
令和5年3月31日(特定期 判定により課税事業者とな 合は令和5年6月30日)ま この申請書を提出することが なかったことにつき困難な がある場合は、その困難な	るでで事情																		
税 理 士 署	名	税理:	上法人 士	長谷	:)  :	会計						(電話	番号	082	_	272	! —	586	8 )
<ul><li>※ 整理</li><li>税 番号</li></ul>		部門 番号		申請	青 年	月日			年	月	F	通	信	年	作 月		<u>印</u> 確 日 認		
務署 人力処理 理	年	月	F	番号確認				才元 雀認	□ 済 □ 未		確認書類			-ド/通   	知力一	ド・運 	転免許	iE )	
欄 登録番号 T <sub>1</sub> │	1	1 1		1	I		1												

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 <b>永岡 誠</b>									
免 □ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。										
事	個 人 番 号									
業	事 生年月日(個     法人       業 人)又は設立     年 月 日	年度至月日								
者	内 年月日(法人) 記載 資 本	金田								
0	等事業內容									
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の   までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け									
認	ようとする事業者  令和	年 月 日								
登 課税事業者です。  録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ い。										
件の	件 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。									
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して									
参										
考										
事										
項										